

施設基準で掲示を指定されている手術件数

2025年1月1日

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げ手術  
(2024年1月～12月)

区分	アイウ	区分名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	5
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	22
	イ	水頭症手術等	6
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	3
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	0
その他	ア	人工関節置換術	630
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0(注1)
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	19
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	3
		経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	1
		経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	3
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	0
		経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	0
経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	0		

注1) 年齢判別不能のため全年齢を対象にしているため参考値

\*手術を受けるすべての患者様に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者様から要望があった場合、その都度手術に関して十分な説明をします。

熊本機能病院院長